

# 職員の給与に関する報告の概要

令和 2 年 11 月 12 日  
茨城県人事委員会

本日、本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与に関する報告を行いました。その概要は、次のとおりです。

## 今回の報告のポイント

月例給の改定なし（平成 25 年以来、7 年ぶり）

民間給与との較差（101 円）が極めて小さいため、月例給の改定を行わない。

### 1 民間給与との比較

月例給（令和 2 年 4 月の公民較差）

民間（A）	職員（B）	較差（A - B）
382,190 円	382,089 円	101 円（0.03%）

（注）職員は行政職、民間は公務の行政職に類似すると認められる職種の者について、本年 4 月分の給与を比較した。

### 2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さいため、月例給の改定を行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和 2 年 10 月 30 日勧告）

民間の支給割合（4.46 月）との均衡を図るため引下げ 4.50 月 4.45 月

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映